# 令和5年度幼稚園及び幼稚園型認定こども園に係る 実地指導の実施結果

## 1. 実地指導の根拠

(1)確認監査

子ども・子育て支援法第14条第1項及び第30条の3

(2)業務管理体制検査

子ども・子育て支援法第56条第1項

## 2. 対象施設

24 施設

### 3. 指導事項の概要

今回の実地指導で「指摘事項」として通知文書に記載し、直ちに改善報告を求めるような事項は見受けられなかった。

また、改善が必要と思われる事項について、施設で強く意識すべき内容は「監査メモ」として書面で通知し、翌年度の実地指導の際に改善状況を確認することとした。

#### ~「指導事項」の内訳件数~

11477	対象施設数	監査種別	実地指導から監査への 移行	指摘 (文書指導)	火モ	合計
幼稚園	市立: 4 園 私立:11 園	確認監査 (給付費)	0 件	0 件	8件	8件
		確認監査 (無償化)		0 件	0 件	0件
		検査計	0件	0件	0件8件	0件8件
幼稚園型認定こども園	9 園	確認監査 (給付費)	0 件	0 件	3件	3件
		確認監査 (無償化)		0 件	0 件	0 件
		<u>検査</u> 計	0件	0件	3件	3件
合計	24 園	確認監査 (給付費)	0 件	0 件	11 件	11 件
		確認監査 (無償化)		0 件	0 件	0 件
		検査	0件	0件	0件	0件
		計	0 件	0 件	11 件	11 件

<sup>※</sup>令和元年 5 月 30 日付「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」に基づき、業務管理体制検査は省略。

#### 【参考】復命書に記載する基準

#### ▼指導事項

関係法令と照らし合わせて、改善が必要な事項

①指摘:至急、改善が必要な事項として通知文書に記載し、改善報告を求めるもの。

②メモ:改善が必要な事項ではあるが、緊急性はないものと判断された事項をメモ文書として伝えるもの。(改善報告は求めないが翌年度の監査で状況を確認する)

③口頭指導:改善が必要な事項ではあるが、口頭指導で足りうる軽微な内容のもの。

#### ▼助言·意見·要望等

改善の必要はないものの、更なる質向上のため、担当者の所感や要望を伝えた事項

## 4. 主な指導事項(メモに関する部分)

- (1)確認監査(給付費)
  - ・上乗せ徴収の書面による同意の未取得
  - 運営規程と重要事項の不整合
  - ・ 運営規程の項目不足
  - ・処遇改善等加算Ⅱの対象職員への発令の未実施
  - ・ 処遇改善等加算と就業規則の不整合
  - ・処遇改善等加算の実績報告誤り
  - ・重大事故発生時の市への報告の未実施
- (2)確認監査(無償化) 指導なし